

# 四半期報告書

(第10期第3四半期)

自 平成21年10月1日  
至 平成21年12月31日

株式会社新生銀行

(E03530)

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

第3 設備の状況	25
----------	----

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	26
(2) 新株予約権等の状況	27
(3) ライツプランの内容	55
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	55
(5) 大株主の状況	55
(6) 議決権の状況	56

2 株価の推移	57
---------	----

3 役員の状況	57
---------	----

第5 経理の状況	58
----------	----

## 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	59
(2) 四半期連結損益計算書	61
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	62

2 その他	78
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	80
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第10期第3四半期（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役会長 代表執行役社長 八城 政基
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行ららぽーと支店 （千葉県船橋市浜町二丁目1番1号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第3四半期連結 累計期間	平成21年度 第3四半期連結 累計期間	平成20年度 第3四半期連結 会計期間	平成21年度 第3四半期連結 会計期間	平成20年度
		(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日)	(自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日)	(自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
経常収益	百万円	483,204	441,629	199,868	143,842	601,677
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△32,754	15,648	△7,690	10,258	△163,316
四半期純利益 (△は四半期純損失)	百万円	△32,132	22,250	△12,848	11,188	—
当期純損失	百万円	—	—	—	—	143,084
純資産額	百万円	—	—	901,123	811,008	767,481
総資産額	百万円	—	—	12,231,090	11,506,341	11,949,196
1株当たり純資産額	円	—	—	337.02	316.20	284.95
1株当たり四半期純利益金額 (△は1株当たり四半期 純損失金額)	円	△16.36	11.32	△6.54	5.69	—
1株当たり当期純損失金額	円	—	—	—	—	72.85
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	—	5.4	5.4	4.7
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	476,583	787,385	—	—	1,107,745
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△637,663	△933,833	—	—	△1,008,640
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△37,740	△30,427	—	—	△21,721
現金及び現金同等物の四半 期末(期末)残高	百万円	—	—	207,038	306,386	483,259
従業員数	人	—	—	7,209	6,118	7,006

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「(1)第3四半期連結会計期間に係る連結損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等」の「①連結損益計算書」に基づいて掲出しております。

なお、第3四半期連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「③1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。

4. 平成20年度第3四半期連結累計期間及び平成20年度第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、四半期純損失又は当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成21年度第3四半期連結累計

期間及び平成21年度第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	6,118 [1,835]
---------	------------------

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	1,605 [221]
---------	----------------

(注) 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2【事業等のリスク】

当行は、前連結会計年度の有価証券報告書において、「事業等のリスク」として当行及び当行グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項、及び必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項でも投資者の投資判断上重要であると考えられる事項（1から35まで）について記載いたしました。さらに第1四半期報告書及び第2四半期報告書においては、重要な変更があった事項（24、30、35）及び投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事項（36）について記載いたしました。

本四半期報告書においては、当第3四半期連結会計期間中に重要な変更があった事項30について、以下のように記載いたします。本事項については、第2四半期報告書に記載したものと同一であります。なお、有価証券報告書からの変更点に関しては「」で示しております。また、当該事項の変更点の前後について一部省略しております。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

#### 30. 当行の経営に対する政府の影響力について

（前略）

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられました。当行は、平成19年3月期において、子会社であるアプラスの優先株式の減損と同社普通株式への投資損失引当金の計上並びに当時関連会社であったシンキの普通株式への投資損失引当金の計上等を主因として、当期純損失419億円を計上いたしました。この結果、当行が平成17年8月に提出した経営健全化計画における平成19年3月期当期純利益計画730億円を大きく下回ることとなり、当行は、平成19年6月28日に金融庁から業務改善命令を受けました。同命令により、当行は、業務改善計画書の提出、及びその後平成19年9月期を初回として同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、四半期ごとに実施状況を報告することを求められました。これを受けて、当行は、平成19年7月27日に業務改善計画を提出し、また、当該計画の内容を反映した新たな経営健全化計画を平成19年8月に提出いたしました。また、平成21年3月期においても、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスに対する投資有価証券の減損処理などから、単体実質業務損失が653億円、単体当期純損失が1,570億円となり、経営健全化計画を大幅に下回る結果となったことから、平成21年7月28日に金融庁から業務改善命令を受けました。このため、平成21年9月に両業務改善命令に基づく業務改善計画を提出し、さらに平成21年10月30日に同計画の内容を盛り込んだ経営健全化計画を提出いたしました。当行は、同計画を達成するよう、より一層、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一元となって業務に取り組んでまいり所存ですが、これが達成されないときはさらなる行政処分を受ける可能性があります。

（後略）

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ（当行および連結子会社）が判断したものであります。

当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日～平成21年12月31日）において、世界の金融市場が一時の大混乱から落ち着きを取り戻しつつある中、一部の新興国で景気の回復・拡大が見られ、また欧米においても、未だ力強さに欠けるものの、一部で景気回復の兆しが見られました。これに対して日本経済は、輸出面においてアジア向けを中心に回復基調にあり、また企業内部での合理化の推進等もあって、企業収益に改善傾向が見られますが、雇用情勢は依然厳しく、物価面でもデフレ状況は緩やかに進行している等、苦境の域を脱しておらず、景気の下振れ懸念は払拭されておられません。こうした中、政府による景気対策・成長戦略の構築および日銀による金融政策の動向も注目されているところであります。

以上のような状況にあって、国内金利の動向については、国内長期金利（10年国債利回り）は、当第3四半期（平成21年10月から12月までの3ヶ月間）において国債増発懸念等から一時1.5%に迫る場面もありましたが、景気の下振れ懸念等もあって12月末には1.3%を下回り、9月末とほぼ同水準となりました。一方、短期金利は引き続き低水準で推移しております。次に、日経平均株価は、当第3四半期において円高及び景気・政治の先行き不透明感等により一時9千円台に低迷しておりましたが、海外株価の上昇にも引っ張られて12月末の終値は1万546円44銭となり、3月末に比べて2,400円以上の上昇、また9月末と比べても400円以上の上昇となりました。さらに、ドル円相場は、当連結会計年度前半は90円～100円のレンジで推移した後、9月後半に80円台に突入し、続いて当第3四半期においても80円台で推移する局面が多くありましたが、その後、アメリカの景気回復期待等もあって12月後半は90円台で推移いたしました。国内外の景気の先行き不透明感が拭えない状況下において、金融市場の混乱が再発する可能性は残っており、年明け後においても、これらの金融指標の動向を注視しているところであります。

このような経営環境下、当行は以下の通り業務を遂行してまいりました。

まず、法人向け業務や子会社の昭和リース株式会社（以下「昭和リース」。）などによるコマーシャルファイナンスを展開する法人・商品部門において、法人業務については、前連結会計年度に自己勘定による投資を含む海外投資等により多額の損失を計上したこと等を踏まえ、基本に立ち返り、お客さまを中心とした商品・サービスの提供に注力する方針であります。そのために、リスクの高い海外投融資の削減、事業法人部署の改編、中小企業向け取引推進のための部署の新設、投資銀行業務における各ビジネスの見直し、リスク管理体制の再構築を実施・推進しております。特に、欧州等でのリスク資産の処理を積極的に進め、また引き続き厳しい環境にある国内不動産ポートフォリオを精査し、十分な引当等の対応を進めているところであります。当行といたしましては、こうした取り組みを通じて直面した課題を乗り越え、当行の本来持つ強みを生かした法人向け業務を行ってまいりたいと考えております。具体的には、伝統的な銀行業務以外においても、資産の証券化、不動産ファイナンス、プリンシパル・インベストメンツ業務、クレジットトレーディング業務等で培ってきた実績を引き続き活かしながら、お客さまの多様なニーズに応えてまいりたいと考えております。また、海外においては、韓国や台湾といった、当行で十分な経験および専門知識のある市場については積極的にビジネスを展開してまいります。

加えて、昭和リースにおいては、引き続き業務の効率化に努めるとともに、収益拡大に向けたビジネス展開も積極的に推進しているところであります。

次に、リテールバンキングとコンシューマーファイナンスを展開する個人部門においては、リテールバンキングでは、引き続き各種預金・投信・保険商品等幅広い金融商品をお客さまに提供しております。また、インターネットやコールセンターといったリモートチャネルの一層の充実を図るとともに、首都圏や関西圏を中心に、コンパクトな店舗で専門スタッフによる資産運用相談サービスを提供する「新生コンサルティングスポット」を増設する等、一部店舗の改廃を伴いながら、お客さまのニーズに応じた店舗網の拡充を図っております。このような施策の効果もあって、リテールバンキングにおいて、業績は堅調に進捗するとともに、さらにはお客さまにお預けいただいた預金は順調に積み上がっており、当行の安定的な調達基盤の確立にも大いに貢献しております。

また、コンシューマーファイナンスについては、引き続き当行グループとしての収益力・競争力の向上に向けた施策を講じております。具体的には、連結子会社である株式会社アプラス（以下「アプラス」。）の事業持株会社への移行（平成22年4月1日の予定。同時にアプラスの商号を株式会社アプラスフィナンシャルに変更予定。）、同じく連結子会社である株式会社シンキ（以下「シンキ」。）の完全支配手続完了およびシンキと新生フィナンシャル株式会社（旧GEコンシューマー・ファイナンス株式会社。以下「新生フィナンシャル」。）との業務統合・再編成の推進、これらの子会社における当行の安定的かつ低コストのITシステムの導入等を通じて、同業他社との差別化を図っております。



なお、平成21年12月に、多様化する個人のお客さまのニーズに応えるとともに、当行グループの資本調達が多様化を図るべく、国内の個人投資家を主な対象とする劣後特約付社債を50億円発行いたしました。

また、平成21年7月1日に株式会社あおぞら銀行との間で対等合併に向けたAlliance Agreement（統合契約）を締結しており、現在、両行で設立した統合委員会等を通じて新銀行のビジネスモデルやIT戦略など合併に関する重要な項目について協議を続けているところであります。

#### （1）業績の状況

##### <連結経営成績>

以上のような事業の経過のもと、当第3四半期連結累計期間の連結経営成績は以下の通りとなりました。なお、連結会社は銀行以外に一部で証券・信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の業績を記載しております。

当第3四半期連結累計期間においては、経常収益は4,416億円（前第3四半期連結累計期間（前年同期）比415億円減少）、経常費用は4,259億円（同比899億円減少）となり、経常利益は156億円（前年同期は経常損失327億円）となりました。

このうち、新生フィナンシャル（平成20年9月に買収。損益は同年10月1日より取り込み。）の収益寄与等により貸出金利が増加したこと、資金調達費用が減少したことから、資金利益は1,623億円（前年同期比249億円増加）となりました。一方、非資金利益（ネットの役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益）については、金融市場の正常化が遅れる等、引き続き厳しい状況にあります。債務担保証券（CLO）や社債等の売却益をその他業務利益に計上したことや減損の計上が前年同期比減少したこと等から、トータルでは前年同期を上回りました。次に、与信関連費用につきましては、景気低迷が続く中、当行本体では主に国内・海外のアセットバック投資関連や不動産ファイナンスにおいて、子会社では新生フィナンシャルやアプラスによる貸出等において、引当の追加計上を余儀なくされましたが、総額では前年同期と比較すると減少しております。なお、人件費・物件費といった経費につきましては、全ての業務にわたって継続的かつ厳正な経費の統制を行っており、新生フィナンシャルの直接経費を除いたベースでは前年同期に比べて約16%削減しております。

次に、特別損益は185億円の益（前年同期比50億円増加）となりました。このうち、特別利益には主に当行劣後債の消却益等が含まれております。さらに、法人税等合計38億円（損）、少数株主利益81億円（損）を控除し、その結果、当第3四半期連結累計期間の四半期純利益は222億円（前年同期は四半期純損失321億円）となりました。

特に当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日～平成21年12月31日）においては、個人部門につきましては、リテールバンキング、コンシューマーファイナンスとも、お客さまのニーズに的確に対応した施策を推進するとともに、業務の効率化・経費削減に積極的に取り組んでおり、その結果、業績は引き続き順調に推移しております。一方、法人・商品部門につきましては、引き続き厳しい収益環境下にあつて、業務の見直しによる中核業務の推進、業務の効率化・経費削減に注力しており、また、CLO等の売却益も活用しながら欧州等のリスク資産や不動産ファイナンス・不動産投資関連の損失処理を推進しております。これらの結果、当第3四半期連結会計期間における四半期純利益は111億円となり、前第3四半期連結会計期間の四半期純損失が128億円であったのに対して改善しております。

##### <連結財政状態>

当第3四半期末の連結財政状態につきましては、総資産は11兆5,063億円（前連結会計年度末比4,428億円減少）、純資産は8,110億円（同比435億円増加）となりました。

主要な勘定残高につきましては、貸出金は、金融業向け貸出の一部で減少したことに加え、資金需要が全体的に低調なこと、適正なリスク判断・管理を実践していることにより、5兆1,346億円（同比7,422億円減少）となりました。有価証券につきましては、国債運用分の増加により3兆1,478億円（同比9,736億円増加）となりました。一方、預金・譲渡性預金につきましては、当行の安定的な資金調達基盤である個人のお客さまの預金が順調に集まっていることから、6兆7,040億円（同比4,319億円増加）となり、また債券・社債は6,979億円（同比2,441億円減少）となりました。

不良債権につきましては、金融再生法ベースの開示債権（単体）において、不動産ファイナンスやその他の国内貸出の一部で債務者区分の下落等があった一方で、最終的な不良債権処理も進み、当第3四半期末の開示債権額は1,766億円（前年度末1,458億円、当中間期末1,816億円）、不良債権比率は3.46%（前年度末2.51%、当中間期末3.41%）となっております。

なお、銀行法に基づく連結自己資本比率（国内基準）は、当第3四半期末で10.46%（Tier1比率7.83%）となっております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成20年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	5,814,658	100.00
製造業	247,239	4.25
農業	2	0.00
林業	-	-
漁業	2,700	0.05
鉱業	4,649	0.08
建設業	19,970	0.34
電気・ガス・熱供給・水道業	53,222	0.92
情報通信業	49,057	0.84
運輸業	352,886	6.07
卸売・小売業	134,265	2.31
金融・保険業	946,998	16.29
不動産業	1,103,586	18.98
各種サービス業	362,966	6.24
地方公共団体	182,711	3.14
その他	2,354,402	40.49
海外及び特別国際金融取引勘定分	115,949	100.00
政府等	1,310	1.13
金融機関	-	-
その他	114,639	98.87
合計	5,930,607	——

業種別	平成21年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	5,041,715	100.00
製造業	262,745	5.21
農業、林業	1	0.00
漁業	2,500	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	2,943	0.06
建設業	9,851	0.20
電気・ガス・熱供給・水道業	39,274	0.78
情報通信業	19,141	0.38
運輸業、郵便業	298,579	5.92
卸売業、小売業	115,966	2.30
金融業、保険業	836,448	16.59
不動産業	946,032	18.76
各種サービス業	273,901	5.43
地方公共団体	170,820	3.39
その他	2,063,508	40.93
海外及び特別国際金融取引勘定分	92,938	100.00
政府等	1,728	1.86
金融機関	-	-
その他	91,209	98.14
合計	5,134,653	——

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 3. 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前第3四半期累計期間 (百万円)	当第3四半期累計期間 (百万円)	増減 (百万円) (B) - (A)
	(A)	(B)	
業務粗利益	35,140	82,289	47,148
金銭の信託運用損益	8,662	4,669	△3,992
経費 (除く臨時処理分)	59,879	51,823	△8,056
人件費	23,588	18,712	△4,876
物件費	33,715	30,511	△3,204
税金	2,574	2,599	25
実質業務純益	△24,738	30,466	55,204
うち債券関係損益	△25,867	22,214	48,081
臨時損益 (除く金銭の信託運用損益)	6,235	△13,269	△19,504
株式関係損益	△6,031	△881	5,150
不良債権処理損失	11,965	8,198	△3,767
貸出金償却	1,822	7,329	5,507
個別貸倒引当金純繰入額	9,881	855	△9,026
特定海外債権引当勘定繰入額	△0	△0	△0
その他の債権売却損等	262	13	△248
その他臨時損益	24,232	△4,189	△28,421
経常利益 (△は経常損失)	△61,055	1,569	62,625
特別損益	△28,342	9,279	37,622
うち固定資産処分損益	△656	△328	327
税引前四半期純利益 (△は税引前四半期純損失)	△89,398	10,849	100,247
法人税、住民税及び事業税	△3,005	△75	2,929
法人税等調整額	894	4,691	3,797
四半期純利益 (△は四半期純損失)	△87,287	6,233	93,521

(注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支＋金銭の信託運用損益

金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。

2. 実質業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、本表では業務費用から控除されているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。本表では、さらに金銭の信託運用損益を除いた金額を記載しております。

5. 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却

6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

7. 前第3四半期の貸倒引当金は全体で46,095百万円の繰入超(なお、一般貸倒引当金については36,214百万円の繰入)となっております。また当第3四半期会計期間の貸倒引当金は全体で12,040百万円の繰入超(なお、一般貸倒引当金については11,186百万円の繰入)となっております。

## 2. ROE(単体)

	前第3四半期累計期間(%)	当第3四半期累計期間(%)
実質業務純益ベース	△4.84	6.89
当期純利益ベース	△17.08	1.41

## 3. 預金・債券・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度(百万円) (A)	当第3四半期累計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	6,897,491	7,130,814	233,323
預金(平残)	6,348,521	7,354,118	1,005,597
債券(末残)	676,767	503,142	△173,624
債券(平残)	705,969	583,629	△122,340
貸出金(末残)	5,168,004	4,661,513	△506,491
貸出金(平残)	5,345,547	4,774,803	△570,744

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

## (2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当第3四半期会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	5,045,864	5,513,761	467,897
法人	1,582,662	1,375,996	△206,666
合計	6,628,526	6,889,757	261,230

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当第3四半期会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	860,539	814,179	△46,361
住宅ローン残高	860,014	813,431	△46,583
その他ローン残高	525	748	222

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式及び「告示」の特例である平成20年金融庁告示第79号に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成21年3月31日	平成21年12月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	43,554	43,554
	利益剰余金	152,855	174,839
	自己株式（△）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	1,297	△1,091
	新株予約権	1,808	1,631
	連結子法人等の少数株主持分	183,760	172,491
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	171,380	160,623
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	132,952	117,005
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	44,791	38,917
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	14,060	9,813
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	15,173	9,938
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	580,036	619,489	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	88,905	82,699	

項目		平成21年3月31日	平成21年12月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	13,065	11,572
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	314,254	279,786
	うち永久劣後債務 (注2)	64,285	49,750
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	249,968	230,035
	計	327,319	291,358
	うち自己資本への算入額 (B)	327,319	291,358
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注4) (D)	103,913	82,952
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	803,441	827,896
リスク・アセ ット等	資産(オン・バランス)項目	7,068,918	6,105,574
	オフ・バランス取引等項目	1,750,400	1,103,442
	信用リスク・アセットの額 (F)	8,819,319	7,209,017
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%) (G)	340,229	242,669
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	27,218	19,413
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%) (I)	461,494	459,854
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	36,919	36,788
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	9,621,043	7,911,540
連結自己資本比率(国内基準) = E / L × 100 (%)		8.35	10.46
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		6.02	7.83

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成21年3月31日	平成21年12月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	43,558	43,558
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	11,035	11,035
	その他利益剰余金	143,418	149,652
	その他	171,380	160,623
	自己株式（△）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	1,808	1,631
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	13,801	9,723
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	15,344	15,561
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	745,793	744,955	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	88,905	82,699	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	171,380	160,623	



項目		平成21年3月31日	平成21年12月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	3,450	3,481
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	297,754	268,786
	うち永久劣後債務 (注2)	47,785	38,750
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	249,968	230,035
	計	301,204	272,268
	うち自己資本への算入額 (B)	301,204	272,268
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注4) (D)	75,014	55,834
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	971,983	961,389
リスク・ア セット等	資産(オン・バランス)項目	7,286,384	6,564,279
	オフ・バランス取引等項目	1,062,234	497,299
	信用リスク・アセットの額 (F)	8,348,619	7,061,579
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%) (G)	308,126	231,550
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	24,650	18,524
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%) (I)	218,792	199,869
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	17,503	15,989
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	8,875,539	7,492,999
単体自己資本比率(国内基準) = E / L × 100 (%)		10.95	12.83
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		8.40	9.94

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(\*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	675百万米ドル	579百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2)直前に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance III (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	19,000百万円	20,100百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.0%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance III (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2)直前に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance IV (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	2,500百万円	6,600百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.0%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance IV (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2) 直前に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance V (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	4,000百万円	5,000百万円
払込日	平成21年10月2日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成27年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	変動配当率（円LIBOR（12ヶ月物）+4.55%）が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左



発行体	Shinsei Finance V (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由          当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。          (2) 直前に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

- (注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定  
 更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定  
 清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始  
 民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定  
 支払不能事由：①債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。  
 ②債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。  
 政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。
2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。
3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年3月31日	平成21年12月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	833	1,333
危険債権	557	269
要管理債権	69	164
正常債権	56,697	49,292

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少等に対して、債券貸借取引受入担保金、預金、譲渡性預金の減少等により2,314億円の支出（前第3四半期連結会計期間は650億円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還が取得を上回ったこと等により1,600億円の収入（同180億円の支出）、財務活動によるキャッシュ・フローは、個人向け劣後特約付社債の発行、少数株主からの払込みによる収入に対して、劣後特約付社債の償還、少数株主への配当及び払戻し等により17億円の収入（同180億円の支出）となりました。

現金及び現金同等物の残高は、前第3四半期連結会計期間末比993億円増加し、3,063億円となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当行グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 【主要な設備の状況】

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 【設備の新設、除却等の計画】

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除去等について、重要な変更はありません。

当第3四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画は次のとおりであります。

	会社名	事業 (部門) の別	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手年月	完了予定月
							総額	既支払額			
当行	—	銀行部門	アルコ タワー (注2)	東京都 目黒区 下目黒	新設	オフィス (賃借)	1,945	—	自己 資金	平成22年9月	平成23年5月

(注1) 上記金額には、消費税は含んでおりません。

(注2) 当行現目黒プロダクションセンターのオペレーションセンター部分の移転先として予定しております。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,060,346,891	2,060,346,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	2,060,346,891	2,060,346,891	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(イ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	5,368 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,368,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (ロ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年9月17日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	7 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき646円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき646円とし、そのうち1株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年9月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第2回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (ハ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年12月2日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	25 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役員・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第3回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。



## (二) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	250 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (ホ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,742 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,742,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(へ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,921 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,921,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (ト) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	705 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	705,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (チ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	237 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	237,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。  
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (リ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	108 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (ヌ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	36 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。  
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (ル) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,867 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,867,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、原則として平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。



## (ヲ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,044 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,044,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。  
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (ワ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	761 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	761,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。  
 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (カ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	37 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。  
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (ヨ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,834 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,834,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## (タ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,072 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,072,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日 至平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## (レ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	140 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき527円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至平成29年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$



また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## (ソ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,020 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,020,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年6月1日 至平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第20回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第20回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## (ツ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,018 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,018,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第21回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第21回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## (ネ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	193 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	193,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき407円(注) 3
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成30年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき407円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年7月1日から平成24年6月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第22回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び同日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第22回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注) 4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ナ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び平成20年11月12日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	76 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき221円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年12月1日 至平成30年11月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき221円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年12月1日から平成24年11月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第23回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び平成20年11月12日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第23回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。



3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

- (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	2,060,346	—	476,296,960	—	43,558,337

- (5) 【大株主の状況】

大株主の異動を生じさせることとなる大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 96,427,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,963,760,000	1,963,760	(注) 1
単元未満株式	普通株式 159,891	—	(注) 2
発行済株式総数	2,060,346,891	—	—
総株主の議決権	—	1,963,760	—

(注) 1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,000株（議決権8個）含まれております。

2. 当行所有の自己株式が438株含まれております。

②【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	96,427,000	—	96,427,000	4.68
計	—	96,427,000	—	96,427,000	4.68

(注) 上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (自己株式等)」の内訳であります。

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	145	147	165	161	166	158	138	130	127
最低（円）	102	126	129	119	139	135	110	94	99

（注）最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の様動は次のとおりであります。

### (1) 取締役の様況

該当事項はありません。

### (2) 執行役の様況

#### ① 新任執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株) (注) 2	就任年月日
執行役	大阪 支店長	松崎 孝夫	昭和30年9月25日生	昭和54年4月 当行入行 平成11年9月 当行東京営業第二部長 平成13年8月 当行営業第十一部長 平成14年4月 当行首都圏営業第一部長 平成16年4月 当行第五営業統轄部長 平成17年5月 当行ストラテジービジネス ユニット2 ユニット長 平成19年12月 当行ビジネスプロモーション ユニット2 ユニット長 平成21年5月 当行大阪支店長兼大阪公共・ 金融法人部長 平成21年7月 当行大阪支店長 平成21年10月 当行執行役大阪支店長（現職）	(注) 1	0	平成21年10月1日

(注) 1 平成21年10月1日から平成22年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

(注) 2 所有株式数は、平成21年9月30日現在であります。

#### ② 退任執行役

該当事項はありません。

### (3) 役職の様動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務執行役	法人営業統轄本部長	常務執行役	総合企画部長兼 法人営業統轄本部長	船山 範雄	平成21年9月16日
常務執行役	法人営業統轄本部長	執行役	法人営業統轄本部長	中村 行男	平成21年10月1日

## 第5【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益の状況、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2 その他」に記載しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

なお、有限責任監査法人トーマツは、有限責任監査法人へ移行したことにより、平成21年7月1日付で監査法人トーマツから名称を変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※2 430,458	※2 605,089
コールローン及び買入手形	25,966	—
債券貸借取引支払保証金	4,935	280
買入金銭債権	320,624	※2 408,035
特定取引資産	239,291	※2 375,107
金銭の信託	317,829	348,840
有価証券	※2 3,147,851	※2 2,174,198
貸出金	※1, ※2 5,134,653	※1, ※2 5,876,910
外国為替	13,109	37,138
リース債権及びリース投資資産	※2 217,236	※2 232,554
その他資産	※1, ※2, ※3 936,431	※1, ※2, ※3 1,125,768
有形固定資産	※2, ※4 53,938	※2, ※4 50,964
無形固定資産	※5, ※6 186,885	※5, ※6 209,175
債券繰延資産	172	161
繰延税金資産	21,357	22,254
支払承諾見返	650,462	675,225
貸倒引当金	△194,863	△192,511
<b>資産の部合計</b>	<b>11,506,341</b>	<b>11,949,196</b>

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	※2 6,463,565	※2 6,012,455
譲渡性預金	240,457	259,659
債券	503,142	675,567
コールマネー及び売渡手形	※2 310,481	※2 281,513
売現先勘定	—	※2 53,805
債券貸借取引受入担保金	※2 504,897	※2 569,566
コマースヤル・ペーパー	※2 99	※2 198
特定取引負債	195,384	307,562
借入金	※2 783,074	※2 1,012,324
外国為替	27	4
短期社債	30,500	11,500
社債	194,814	※2 266,489
その他負債	※2 707,487	※2 819,900
賞与引当金	7,491	10,425
役員賞与引当金	139	318
退職給付引当金	7,692	18,219
役員退職慰労引当金	196	234
利息返還損失引当金	81,789	193,850
固定資産処分損失引当金	6,948	7,559
訴訟損失引当金	5,409	3,662
特別法上の引当金	4	4
繰延税金負債	1,265	1,665
支払承諾	※2 650,462	※2 675,225
負債の部合計	10,695,332	11,181,714
<b>純資産の部</b>		
資本金	476,296	476,296
資本剰余金	43,554	43,554
利益剰余金	174,839	152,855
自己株式	△72,558	△72,558
株主資本合計	622,132	600,147
その他有価証券評価差額金	4,934	△38,813
繰延ヘッジ損益	△4,965	△2,996
為替換算調整勘定	△1,091	1,297
評価・換算差額等合計	△1,121	△40,511
新株予約権	1,631	1,808
少数株主持分	188,366	206,037
純資産の部合計	811,008	767,481
負債及び純資産の部合計	11,506,341	11,949,196

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
経常収益	483,204	441,629
資金運用収益	217,568	222,565
(うち貸出金利息)	179,509	190,752
(うち有価証券利息配当金)	30,059	25,205
役務取引等収益	40,586	37,283
特定取引収益	15,743	7,986
その他業務収益	*1 164,756	*1 160,891
その他経常収益	*2 44,548	*2 12,902
経常費用	515,958	425,980
資金調達費用	80,147	60,177
(うち預金利息)	34,727	40,801
(うち借入金利息)	12,848	8,258
(うち社債利息)	9,580	5,219
役務取引等費用	18,683	20,039
特定取引費用	18,016	2,560
その他業務費用	*3 152,065	*3 107,522
営業経費	*4 139,012	*4 145,660
その他経常費用	*5 108,032	*5 90,019
経常利益又は経常損失(△)	△32,754	15,648
特別利益	*6 23,349	*6 24,124
特別損失	*7 9,779	*7 5,549
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△19,184	34,223
法人税、住民税及び事業税	2,812	981
法人税等調整額	△815	2,881
法人税等合計	1,996	3,862
少数株主利益	10,951	8,110
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△32,132	22,250



## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△19,184	34,223
減価償却費(リース賃貸資産を除く)	10,144	10,986
のれん償却額	6,486	10,033
無形資産償却額	3,892	5,873
持分法による投資損益(△は益)	2,245	4,928
貸倒引当金の増減額(△は減少)	24,602	2,352
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△44,123	△112,060
資金運用収益	△217,568	△222,565
資金調達費用	80,147	60,177
有価証券関係損益(△)	38,959	△17,516
為替差損益(△は益)	8,825	1,163
社債等消却益	—	△15,211
特定取引資産の純増(△)減	△70,070	137,052
特定取引負債の純増減(△)	110,142	△112,178
貸出金の純増(△)減	430,267	719,959
預金の純増減(△)	370,222	450,707
譲渡性預金の純増減(△)	△115,802	△19,201
債券の純増減(△)	58,966	△172,424
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	374,003	△229,362
社債(劣後特約付社債を除く)の純増減(△)	△1,206	△21,749
預け金(無利息預け金を除く)の純増(△)減	△87,823	△2,561
コールローン等の純増(△)減	△47,026	△25,966
買入金銭債権の純増(△)減	50	89,766
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	△221,862	△4,654
コールマネー等の純増減(△)	△472,946	△24,837
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	154,711	△64,669
短期社債(負債)の純増減(△)	△47,000	19,000
信託勘定借の純増減(△)	△2,137	△4,932
資金運用による収入	217,477	222,976
資金調達による支出	△80,907	△42,686
売買目的有価証券の純増(△)減	41,390	12,587
運用目的の金銭の信託の純増(△)減	6,173	23,882
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	13,458	19,140
その他	△42,107	58,216
小計	482,400	790,451
法人税等の支払額	△5,817	△3,065
営業活動によるキャッシュ・フロー	476,583	787,385

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△2,114,301	△2,744,818
有価証券の売却による収入	981,479	1,219,147
有価証券の償還による収入	1,062,036	599,218
金銭の信託の設定による支出	△33,747	△34,828
金銭の信託の解約及び配当による収入	33,739	39,977
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△3,590	△3,715
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の売却による収入	19,659	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△573,371	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	13,989	—
その他	△23,555	△8,816
投資活動によるキャッシュ・フロー	△637,663	△933,833
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付社債の発行による収入	—	4,951
劣後特約付社債の償還による支出	△19,650	△23,351
少数株主からの払込みによる収入	2,034	9,000
少数株主への払戻による支出	—	△11,772
配当金の支払額	△5,773	—
少数株主への配当金の支払額	△13,865	△9,254
その他	△484	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△37,740	△30,427
現金及び現金同等物に係る換算差額	△67	2
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△198,888	△176,872
現金及び現金同等物の期首残高	405,926	483,259
現金及び現金同等物の四半期末残高	*1 207,038	*1 306,386

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 株式会社アプラスパーソナルローン他5社は設立により、有限会社エス・エル・アストロは重要性が増加したことにより、当第3四半期連結累計期間から連結しております。</p> <p>また、株式会社アプラスビジネスサービス他4社は清算により、株式会社エス・エス・ソリューションズは昭和リース株式会社との合併により、長和建物株式会社は新生ビジネスサービス株式会社との合併により、ビッグスカイ2008-1特定目的会社は実質的な支配力の喪失により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 125社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社</p> <p>① 持分法適用関連会社の変更 TYC Company Limited他3社は清算により、SB-HSH Seed Holding Limited他2社は株式売却により、Pensions First Group LLPは影響力の低下により、持分法の適用対象から除外しております。</p> <p>② 変更後の持分法適用関連会社の数 22社</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」及び「実質破綻先」に係る債権等並びに「破綻懸念先」及び「要管理先」等で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金については、中間連結会計期間末の予想損失率を適用して計上しております。
3. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断については、一時差異の発生状況について中間連結会計期間末から大幅な変動がないと認められるため、当該中間連結会計期間末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を利用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
税金費用の計算	税金費用は、当第3四半期連結累計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間

(自 平成21年4月1日

至 平成21年12月31日)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

従来、投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記していた「有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の売却による収入」（当第3四半期連結累計期間35百万円）については、重要性が乏しいため、当第3四半期連結累計期間から「その他」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																																																																																												
<p>※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">32,198百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">196,226百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">15,620百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">61,982百万円</td> </tr> </table> <p>また、「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">1,174百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">3,718百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">1,018百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">9,682百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">783百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">957,423百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">168,321百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td style="text-align: right;">33,523百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">516百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,892百万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">預金</td> <td style="text-align: right;">485百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">310,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">504,897百万円</td> </tr> <tr> <td>コマーシャル・ペーパー</td> <td style="text-align: right;">99百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">211,992百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td style="text-align: right;">49百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">923百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券238,080百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は275百万円、保証金は21,328百万円、デリバティブ取引の差入担保金は12,828百万円であります。</p> <p>※3. その他資産には、割賦売掛金362,794百万円が含まれております。</p> <p>※4. 有形固定資産の減価償却累計額 69,562百万円</p>	破綻先債権額	32,198百万円	延滞債権額	196,226百万円	3カ月以上延滞債権額	15,620百万円	貸出条件緩和債権額	61,982百万円	破綻先債権額	1,174百万円	延滞債権額	3,718百万円	3カ月以上延滞債権額	1,018百万円	貸出条件緩和債権額	9,682百万円	現金預け金	783百万円	有価証券	957,423百万円	貸出金	168,321百万円	リース債権及びリース投資資産	33,523百万円	その他資産	516百万円	有形固定資産	1,892百万円	預金	485百万円	コールマネー及び売渡手形	310,000百万円	債券貸借取引受入担保金	504,897百万円	コマーシャル・ペーパー	99百万円	借入金	211,992百万円	その他負債	49百万円	支払承諾	923百万円	<p>※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">39,549百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">178,540百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">5,917百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">59,669百万円</td> </tr> </table> <p>また、「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">766百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">4,318百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">1,030百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">9,437百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">783百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">47,380百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">15,669百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">964,554百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">438,946百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td style="text-align: right;">20,034百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">842百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,398百万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">預金</td> <td style="text-align: right;">988百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">250,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">53,805百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">569,205百万円</td> </tr> <tr> <td>コマーシャル・ペーパー</td> <td style="text-align: right;">198百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">225,754百万円</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td style="text-align: right;">9,868百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">909百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券215,813百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,339百万円、保証金は24,308百万円、デリバティブ取引の差入担保金は6,865百万円であります。</p> <p>※3. その他資産には、割賦売掛金404,702百万円が含まれております。</p> <p>※4. 有形固定資産の減価償却累計額 96,408百万円</p>	破綻先債権額	39,549百万円	延滞債権額	178,540百万円	3カ月以上延滞債権額	5,917百万円	貸出条件緩和債権額	59,669百万円	破綻先債権額	766百万円	延滞債権額	4,318百万円	3カ月以上延滞債権額	1,030百万円	貸出条件緩和債権額	9,437百万円	現金預け金	783百万円	買入金銭債権	47,380百万円	特定取引資産	15,669百万円	有価証券	964,554百万円	貸出金	438,946百万円	リース債権及びリース投資資産	20,034百万円	その他資産	842百万円	有形固定資産	1,398百万円	預金	988百万円	コールマネー及び売渡手形	250,000百万円	売現先勘定	53,805百万円	債券貸借取引受入担保金	569,205百万円	コマーシャル・ペーパー	198百万円	借入金	225,754百万円	社債	9,868百万円	その他負債	24百万円	支払承諾	909百万円
破綻先債権額	32,198百万円																																																																																												
延滞債権額	196,226百万円																																																																																												
3カ月以上延滞債権額	15,620百万円																																																																																												
貸出条件緩和債権額	61,982百万円																																																																																												
破綻先債権額	1,174百万円																																																																																												
延滞債権額	3,718百万円																																																																																												
3カ月以上延滞債権額	1,018百万円																																																																																												
貸出条件緩和債権額	9,682百万円																																																																																												
現金預け金	783百万円																																																																																												
有価証券	957,423百万円																																																																																												
貸出金	168,321百万円																																																																																												
リース債権及びリース投資資産	33,523百万円																																																																																												
その他資産	516百万円																																																																																												
有形固定資産	1,892百万円																																																																																												
預金	485百万円																																																																																												
コールマネー及び売渡手形	310,000百万円																																																																																												
債券貸借取引受入担保金	504,897百万円																																																																																												
コマーシャル・ペーパー	99百万円																																																																																												
借入金	211,992百万円																																																																																												
その他負債	49百万円																																																																																												
支払承諾	923百万円																																																																																												
破綻先債権額	39,549百万円																																																																																												
延滞債権額	178,540百万円																																																																																												
3カ月以上延滞債権額	5,917百万円																																																																																												
貸出条件緩和債権額	59,669百万円																																																																																												
破綻先債権額	766百万円																																																																																												
延滞債権額	4,318百万円																																																																																												
3カ月以上延滞債権額	1,030百万円																																																																																												
貸出条件緩和債権額	9,437百万円																																																																																												
現金預け金	783百万円																																																																																												
買入金銭債権	47,380百万円																																																																																												
特定取引資産	15,669百万円																																																																																												
有価証券	964,554百万円																																																																																												
貸出金	438,946百万円																																																																																												
リース債権及びリース投資資産	20,034百万円																																																																																												
その他資産	842百万円																																																																																												
有形固定資産	1,398百万円																																																																																												
預金	988百万円																																																																																												
コールマネー及び売渡手形	250,000百万円																																																																																												
売現先勘定	53,805百万円																																																																																												
債券貸借取引受入担保金	569,205百万円																																																																																												
コマーシャル・ペーパー	198百万円																																																																																												
借入金	225,754百万円																																																																																												
社債	9,868百万円																																																																																												
その他負債	24百万円																																																																																												
支払承諾	909百万円																																																																																												

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)												
<p>※5. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。 相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table data-bbox="231 273 788 382"> <tr> <td>のれん</td> <td>129,401百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>12,396百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>117,005百万円</td> </tr> </table>	のれん	129,401百万円	負ののれん	12,396百万円	差引額	117,005百万円	<p>※5. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。 相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table data-bbox="885 273 1442 382"> <tr> <td>のれん</td> <td>139,708百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>6,756百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>132,952百万円</td> </tr> </table>	のれん	139,708百万円	負ののれん	6,756百万円	差引額	132,952百万円
のれん	129,401百万円												
負ののれん	12,396百万円												
差引額	117,005百万円												
のれん	139,708百万円												
負ののれん	6,756百万円												
差引額	132,952百万円												
<p>※6. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産38,917百万円が含まれております。</p>	<p>※6. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産44,791百万円が含まれております。</p>												

## (四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
<p>※1. その他業務収益には、リース収入105,545百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益13,409百万円及び社債消却益26,057百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価92,945百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、のれん償却額6,486百万円及び連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額3,892百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額76,981百万円及び金銭の信託運用損8,454百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別利益には、固定資産処分益10,410百万円及び子会社株式売却益8,226百万円を含んでおります。</p> <p>※7. 特別損失には、固定資産処分損失引当金繰入額3,925百万円及び訴訟損失引当金繰入額3,662百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他業務収益には、リース収入83,122百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益6,436百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価71,036百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、のれん償却額10,033百万円及び連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額5,873百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額54,702百万円、金銭の信託運用損4,205百万円及び利息返還損失引当金繰入額9,927百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別利益には、社債等消却益15,211百万円を含んでおります。</p> <p>※7. 特別損失には、固定資産処分損1,868百万円及び訴訟損失引当金繰入額1,746百万円を含んでおります。</p>

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)												
<p>※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年12月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">397,777 百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">△190,739 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">207,038 百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	397,777 百万円	有利息預け金	△190,739 百万円	現金及び現金同等物	207,038 百万円	<p>※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年12月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">430,458 百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">△124,071 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">306,386 百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	430,458 百万円	有利息預け金	△124,071 百万円	現金及び現金同等物	306,386 百万円
現金預け金勘定	397,777 百万円												
有利息預け金	△190,739 百万円												
現金及び現金同等物	207,038 百万円												
現金預け金勘定	430,458 百万円												
有利息預け金	△124,071 百万円												
現金及び現金同等物	306,386 百万円												

(株主資本等関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当第3四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	2,060,346
合計	2,060,346
自己株式	
普通株式	96,427
合計	96,427

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当第3四半期連結累計期間中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。



(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

**【所在地別セグメント情報】**

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外経常収益】**

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	373,345	378,756	5,410
社債	70,400	71,984	1,584
その他	55,737	56,453	716
合計	499,482	507,194	7,712

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	18,807	16,045	△2,762
債券	1,833,253	1,841,587	8,333
国債	1,813,230	1,822,111	8,880
地方債	1,718	1,790	71
社債	18,304	17,686	△618
その他	312,687	320,629	7,942
合計	2,164,748	2,178,262	13,514

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「その他」は主として外国債券であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当第3四半期連結累計期間におけるこの減損処理額は66百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先  
要注意先  
正常先

時価が取得原価に比べて下落  
時価が取得原価に比べて30%以上下落  
時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

変動利付国債は、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当第3四半期連結会計期間末においては、市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって四半期連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって四半期連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」、「繰延税金負債」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ3,379百万円、1,375百万円、2,004百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格

は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンバクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

### 3. 流動性が乏しいことにより保有目的を変更した有価証券

平成20年10月1日付で「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に保有目的を変更した外国債券のうち、当第3四半期連結会計期間末において「満期保有目的の債券」の区分に計上しているものは下記のとおりであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成21年12月31日現在）

	時価（百万円）	四半期連結貸借対照表計上額 （百万円）	四半期連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額（百万円）
その他（外国債券）	45,210	45,577	△7,494

（注） 上記時価は、ブローカーから入手した価格によっております。

(金銭の信託関係)

当第3四半期連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年12月31日現在)  
該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年12月31日現在)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	105,916	105,916	—

(注) 四半期連結貸借対照表計上額は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

## (デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末

## (1) 金利関連取引 (平成21年12月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	52,191	△42	△42
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	11,889,878	55,834	55,834
	金利スワップション	3,349,154	△47,882	△37,934
	金利オプション	252,126	△255	△176
	その他	—	—	—
	合計	—	7,654	17,680

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当第3四半期連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ1,646百万円及び3,715百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスク減価前の数値であります。

## (2) 通貨関連取引 (平成21年12月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,508,021	△41,255	△41,255
	為替予約	2,719,628	8,315	8,315
	通貨オプション	13,804,776	△7,144	21,987
	その他	—	—	—
	合計	—	△40,084	△10,952

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## (3) 株式関連取引（平成21年12月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	株式指数先物	14,714	49	49
	株式指数オプション	232,713	5,788	9,727
	個別株オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	139,201	1,996	8,534
	有価証券店頭指数等スワップ	1,000	51	51
	その他	187,605	15,146	15,123
	合計	—	23,031	33,486

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (4) 債券関連取引（平成21年12月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	債券先物	3,636	4	4
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	4	4

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (5) 商品関連取引（平成21年12月31日現在）

該当事項はありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成21年12月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	2,263,269	4,542	4,542
	その他	—	—	—
	合計	—	4,542	4,542

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載しておりません。
2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容  
該当ありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

		当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	316.20	284.95

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

		前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (△は1株当たり四半期純損失金額)	円	△16.36	11.32

(注) 1. 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。また、前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、四半期純損失が計上されているため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (1株当たり四半期純損失金額)			
四半期純利益 (△は四半期純損失)	百万円	△32,132	22,250
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (△は普通株式に係る四半期純損失)	百万円	△32,132	22,250
普通株式の期中平均株式数	千株	1,963,914	1,963,919



## 2【その他】

(1) 第3四半期連結会計期間に係る連結損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る連結損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

### ①連結損益計算書

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
経常収益	199,868	143,842
資金運用収益	93,117	71,110
(うち貸出金利息)	81,456	60,537
(うち有価証券利息配当金)	9,122	8,364
役務取引等収益	11,697	12,341
特定取引収益	10,516	3,864
その他業務収益	52,285	52,628
その他経常収益	※1 32,251	3,895
経常費用	207,559	133,583
資金調達費用	26,246	18,125
(うち預金利息)	12,264	12,869
(うち借用金利息)	4,190	2,234
(うち社債利息)	2,262	1,502
役務取引等費用	7,037	5,998
特定取引費用	11,797	1,564
その他業務費用	51,578	34,586
営業経費	55,731	46,825
その他経常費用	55,167	26,481
経常利益又は経常損失(△)	△7,690	10,258
特別利益	3,078	※2 6,424
特別損失	※3 5,376	2,610
税金等調整前四半期純利益 又は税金等調整前四半期純損失(△)	△9,989	14,072
法人税、住民税及び事業税	400	465
法人税等調整額	△218	△500
法人税等合計	181	△35
少数株主利益	2,677	2,919
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△12,848	11,188

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
※1. その他経常収益には、社債等消却益26,057百万円を含んでおります。 _____	_____
_____	※2. 特別利益には、社債等消却益3,341百万円を含んでおります。 _____
※3. 特別損失には、訴訟損失引当金繰入額3,662百万円を含んでおります。	_____

## ②セグメント情報

### (事業の種類別セグメント情報)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

### (所在地別セグメント情報)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

### (海外経常収益)

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

## ③1株当たり四半期純損益金額等

		前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (△は1株当たり四半期純損失金額)	円	△6.54	5.69

(注) 1. 当第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。また、前第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (1株当たり四半期純損失金額)			
四半期純利益 (△は四半期純損失)	百万円	△12,848	11,188
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (△は普通株式に係る四半期純損失)	百万円	△12,848	11,188
普通株式の期中平均株式数	千株	1,963,921	1,963,919

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 順子 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月5日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。